

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の 活用に関する取組指針改正(案)の概要について

令和 2 年 7 月
すべての女性が輝く社会づくり本部

1. 改正の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 20 条等に基づき、国及び独立行政法人等は、総合評価落札方式及び企画競争方式による調達において、えるぼし認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）の施行（令和 2 年 6 月 1 日）により、上記「第 20 条」が「第 24 条」となったことに伴い、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- （1）条ずれに係る修正

3. 施行期日

令和 2 年 7 月 1 日

(参考) 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針改正 新旧対照表

改正後	改正前
第1 基本的な考え方 〔略〕 また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）<u>第 24 条</u>においても、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に定める基準を満たす事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施することとされ、地方公共団体も国に準じた施策を実施するよう努めることとされている。 〔略〕	第1 基本的な考え方 〔同左〕 また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）<u>第 20 条</u>においても、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に定める基準を満たす事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施することとされ、地方公共団体も国に準じた施策を実施するよう努めることとされている。 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

以上